(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五号
(三)　道路の区域

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
小樽市朝里二丁目一番一五地先から同市朝里二丁目一番一五まで	後前	二二七・四四メートル 七七・四四	〇〇・六九キロメートル 〇一・九九

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第八十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月三日　北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百二十九号
(三)　道路の区域

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
北海道古宇郡神恵内村大字珊内村字ノット山ノ上三四番から同郡神恵内村大字珊内村字ノット山ノ上三四番まで	後前	二二六・〇〇メートル 六・〇〇	〇〇・六六キロメートル 六六・八八

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

官庁報告

官庁事項

指定確認検査機関に対する処分の公示

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下、「法」という。）第77条の35第２項の規定による処分をしたので、同条第３項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成29年４月３日

国土交通大臣　石井　啓一

1　処分をした年月日　平成29年３月10日

2　処分を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名　日本建築検査協会株式会社　東京都中央区日本橋３丁目13番11号（本社）及び東京都新宿区西新宿１丁目22番１号（新宿支店）　代表取締役　山崎　哲

3　処分の内容　法第77条の35第２項の規定により、平成29年４月３日から20日間、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年４月26日建設省令第13号。以下「機関省令」という。）第15条第２号、第４号、第６号、第８号、第10号、第12号及び第14号に規定する完了検査及び中間検査の業務の停止を命ずる。

この業務の停止の期間中に行えない行為は、次の各号に掲げる行為とする。

一　機関省令第15条第２号、第４号、第６号、第８号、第10号、第12号及び第14号に規定する完了検査及び中間検査に係る契約を新たに締結する行為

二　業務の停止の期間満了後において前号の行為を実施するための見積り、交渉等の行為

4　処分の原因となった事実　建築物の計画について、確認検査員が法第７条の２第５項の規定に適合しない手続きを行った結果、指定確認検査機関として、検査済証を交付した。

指定確認検査機関に対する監督命令に係る公示

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の30第１項の規定による監督命令をしたので、同条第２項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成29年４月３日

国土交通大臣　石井　啓一

1　監督命令をした年月日　平成29年３月10日

2　監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名　日本建築検査協会株式会社　東京都中央区日本橋３丁目13番11号（本社）及び東京都新宿区西新宿１丁目22番１号（新宿支店）　代表取締役　山崎　哲

3　監督命令の内容　法の規定に適合しない手続きにより検査済証を交付したことから、平成29年３月10日付け国住指第4174号で完了検査及び中間検査の業務の停止を命じたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、建築計画が建築基準関係規定に適合しない不十分な完了検査及び中間検査を再発させないよう、検査マニュアルの改善、検査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を平成29年３月31日までに提出すること。

また、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに当職に報告すること。

4　監督命令の原因となった事実　法の規定に適合しない手続きにより検査済証を交付したことから、平成29年３月10日付け国住指第4174号で完了検査及び中間検査の業務の停止を命じたこと。

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の30第１項の規定による監督命令をしたので、同条第２項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成29年４月３日

国土交通大臣　石井　啓一

1　監督命令をした年月日　平成29年３月10日

2　監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名　日本ＥＲＩ株式会社　確認検査本部　東京都港区赤坂８丁目10番24号　札幌支店　北海道札幌市中央区北３条西３丁目１番地　盛岡支店　岩手県盛岡市中央通１丁目７番地25　仙台支店　宮城県仙台市青葉区本町２丁目１番29号　つくば支店　茨城県つくば市竹園１丁目６番１号　宇都宮支店　栃木県宇都宮市馬場通り２丁目１番１号　高崎支店　群馬県高崎市栄町16番11号　さいたま支店　埼玉県さいたま市大宮区桜木町１丁目９番１号　千葉支店　千葉県千葉市中央区新町３番地13　東京支店　東京都中央区日本橋１丁目16番11号　立川支店　東京都立川市曙町２丁目８番18号　横浜支店　神奈川県横浜市西区高島２丁目６番32号　厚木支店　神奈川県厚木市中町２丁目６番10号　新潟支店　新潟県新潟市中央区東大通２丁目４番10号　金沢支店　石川県金沢市西念２丁目１番１号　長野支店　長野県長野市西後町1597番地１　松本支店　長野県松本市中央１丁目17番16号　静岡支店　静岡県静岡市駿河区森下町４番30号　名古屋支店　愛知県名古屋市中村区名駅３丁目25番９号　三重支店　三重県津市羽所町700番地　京都支店　京都府京都市中京区烏丸通押小路上る秋野々町535番地　大阪支店　大阪府大阪市中央区北浜３丁目６番地13号　神戸支店　兵庫県神戸市中央区小野柄通７丁目１番１号　岡山支店　岡山県岡山市北区新屋敷１丁目１番18号　広島支店　広島県広島市中区八丁堀14番４号　山口支店　山口県山口市小郡高砂町１番８号　高松支店　香川県高松市番町２丁目17番15号　松山支店　愛媛県松山市三番町７丁目１番21号　福岡支店　福岡県福岡市博多区博多駅前２丁目２番１号　北九州支店　福岡県北九州市小倉北区浅野３丁目８番１号　長崎支店　長崎県長崎市万才町３番地５　熊本支店　熊本県熊本市中央区水道町３番22号　大分支店　大分県大分市金池町２丁目１番16号　鹿児島支店　鹿児島県鹿児島市西田１丁目５番１号　代表取締役　馬野　俊彦

3　監督命令の内容　確認検査の業務に従事する確認検査員が、確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、建築計画が建築基準関係規定に適合しない不十分な審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を平成29年３月31日までに提出すること。また、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに当職に報告すること。